

会 則

第1条 (定義)

本会則によって定められる条項は福野まちづくり株式会社(以下会社という)が所有し、運営・管理を行う全ての事業所に適用します。

第2条 (目的)

当クラブは会員がクラブ内の諸施設を利用して、心身の健康の維持・増進を図るとともに、会員相互の親睦を深め豊かで快適なクラブライフを過ごすことを目的とします。

第3条 (会員)

当クラブは会員制とし当クラブの趣意に賛同した方で、かつ当クラブが入会を認めた方を会員とします。また会員は当会則、及びその他クラブが定めた規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。

第4条 (会員資格)

当クラブの会員資格は以下のとおりとします。

尚、当クラブはその自由な裁量により、入会申し込みを承認又は承認しないことが出来、その理由を示す必要はないものとします。

また、入会手続き後に会員資格外であることが判明した場合、当クラブはその会員資格を取り消すことが出来るものとします。

1. 満16歳以上で、本会則及び当クラブの諸規定を遵守する方(尚、未成年者の場合は親権者の同意を必要とします)
2. 健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、当クラブの諸施設の利用に耐えうると認められた方(健康状態に疑義のある方は診断書の提出をお願いする場合があります)
3. 刺青等(タトゥーを含む)をしていない方
4. 暴力団関係者ではない方
5. 薬物常用者ではない方
6. 当社又は他社のクラブ・スポーツ施設で除名または利用禁止の処分を受けていない方
7. 第三者の介添えや介護が必要ではない方
8. 感染症及び感染性のある皮膚病ではない方

第5条 (入会手続)

当クラブに入会される方は所定の入会申込書に必要事項を記入し、定められた入会諸費用・所定の会費を納入していただきます。また入会時、及び入会後に納入された入会諸費用は返還しないものとします。

第6条 (会費)

1. 会員は利用の有無、利用回数に関係無く、会員種別ごとに既定の諸会費を別に定める納入期日までにお支払いいただきます。月払い会員は翌月分の会費を毎月27日に会員指定の金融機関より口座振替とします。
2. 2名での登録のファミリー会員で、うち1名が退会した場合在籍される会員は翌月より種別変更が必要となります。
3. 一旦納入された会費は返還しないものとします。但し、年一括払いの会費については会員の死亡による場合のみ、別途定める算定式に基づき未経過分の会費を返還します。

第7条 (禁止行為)

当クラブは会員が下記の行為を行うことを禁止します。

1. 他の方や会社従業員を誹謗・中傷すること
2. 他の方や会社従業員に対する暴力行為や威嚇行為
3. 痴漢・覗き・露出・唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為
4. 他の方や会社従業員へのストーカー行為
5. 許可なく当クラブにおいて物販販売・営業行為・勧誘行為等を行うこと
6. 会社従業員の業務を妨げる行為
7. 刃物など危険物の施設内への持ち込み
8. 当クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し
9. あらゆるハラスメント行為、ストーカー規制法に反する行為、及びその他本条各号に準じる行為

第8条 (除名)

会員が次の各号の一つに該当した場合は、当クラブはその会員に対して会員資格の取り消しをすることが出来るものとします。

1. 当クラブの品位名誉を傷つけたとき、当クラブの秩序を乱したとき
2. 当クラブの会則・諸規則に違反したとき
3. 会費その他の支払いを3ヶ月滞納し当クラブからの請求にも応じないとき

4. 入会に際し虚偽の申告をした者、第4条「会員資格」のいずれかに抵触した者
5. 他の会員に対する迷惑行為、当クラブの運営に支障を与える行為をしたとき
6. 第7条(禁止行為)各号の禁止行為を行ったとき
7. 他の本条各号に準ずる行為をしたとき

第9条 (会員資格の喪失)

次の場合は、会員はその資格を喪失するものとします。

1. 死亡
2. 退会
3. 除名
4. 当クラブを閉業したとき

第10条 (退会)

会員は退会希望月の10日(10日が休館日のときは前営業日)までに退会届を提出することで、その月の月末で退会出来るものとします。尚、電話での退会受け付けは出来ないものとします。退会届の提出がない限り利用の有無に関わらず会員としての籍が残り、会費をお支払いいただきます。また、未払いの料金がある場合は完納しなければ退会出来ないものとします。

第11条 (休会)

会員は休会希望月の前月10日(10日が休館日のときは前営業日)までに休会届を提出することにより、翌月より休会となります。休会中は規定の休会費をいただきます。また、休会期間が満了した場合自動的に復会となります。休会延長される場合は休会届を再度提出していただきます。

第12条 (変更)

会員が会員種別を変更する場合は、変更希望月の前月10日(10日が休館日のときは前営業日)までに会員種別の変更届を提出することにより、翌月より変更となります。また会員は氏名・住所・連絡先・引き落とし口座・支払い方法の記載事項に変更があった場合は速やかに当クラブに届け出るものとします。

第13条 (ビジター)

当クラブは会員以外の方がビジターとして施設を利用することを認めます。ビジターには、会員と同伴・会員の紹介・一時的な利用が有り、当クラブが承認した場合に限るものとします。

第14条 (会員・ビジターの賠償責任)

1. 会員及び全てのビジターが当クラブの利用に際し、他者に対して発生させた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 会員及び全てのビジターが当クラブの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。

第15条 (会社の免責)

1. 会員または会員が同伴・紹介したビジターが、当クラブの利用に際して発生した人的・物的事故については、会社は責任を負いません。但し、会社に過失がある場合を除きます。
2. 駐車場において自動車相互の接触または衝突によって生じた損害、盗難によって生じた損害、その他不可抗力によって生じた損害については、当クラブは賠償の責を負いません。

第16条 (盗難)

会員または会員が同伴・紹介したビジターが、当クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は一切損害賠償の責を負いません。また当クラブに設置されているロッカー等についても、自身の責任と負担によりこれを使用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について一切の損害賠償・補償等の責を負いません。但し、所定の方法により貴重品として会社に預けた場合は除きます。

第17条 (紛失物・忘れ物)

1. 会員が当クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 忘れ物については原則として一ヶ月間保管した後、処分させていただきます。

第18条 (施設の休止・廃止)

当クラブは次の各号に該当した場合、施設の休止・廃止を行います。

1. 施設の破損等のため、利用に際し安全な環境を提供出来ない状態となった場合
2. 天災・地災・行政指導その他当クラブにとってやむを得ない事情があった場合

第19条 (施設の利用制限)

1. 当クラブは各種大会・特別行事・プログラムを行う場合、施設の一部または全てについて利用制限を行います。
2. 当会則・第7条(禁止行為)各号の一つに該当した場合、直ちに利用をお断りさせていただきます。
3. 感染症罹患の可能性がある等、他の方や会社従業員に対し被害が及ぶ恐れがあると会社が判断した場合、利用をお断りさせていただきます。尚、その場合の利用再開は会社判断によるものとします。

第20条 (諸費用の改定)

当クラブは会員が負担すべき諸費用を社会情勢の変動に応じて改定することが出来ます。

第21条（個人情報の取得）

当クラブは会員に対し必要な個人情報を取得いたします。会員は下記の目的で当クラブが利用すること、及び諸会費の支払いを受ける権利を提携金融機関に譲渡することに伴い、下記2の目的で必要な個人情報を提携金融機関に譲渡することに承諾するものとします。

1. 会員に対し当社及び関連会社の商品・サービス・関連情報を提供する目的
2. 会費を徴収する目的
3. 当社の商品・サービスを改善する目的

第22条（本規約及びその他の規約の改正）

本会則の改定ならびに利用規定の制定及び改正は、会社がこれを定めるものとしその効力は全会員に及ぶものとします。

1. 会社は本会則及び施設利用規定の重要な案件に関わる規定を改正するときは、内容を会員に告知し変更後の会員会則・利用規定を会員に交付するものとします。この場合、会社は即時に会員に告知するものとします。
2. 前項による会員への告知は、施設内における掲示・ホームページへの掲載またはその他の方法を付加し、行うものとします。
3. 会社は利用規定の軽微な案件に関わる規定を改定するときは、その内容を当クラブ内の所定の場所に掲示するものとします。

以上

2023年4月1日 制定

2026年4月1日 改定

「ア・ミュー フィットネスクラブ」

福野まちづくり株式会社

施設ご利用規定

○各種届出及び会費について○

- 休会又はコース変更される場合は希望月の前月10日までに、退会の場合は退会する当月10日までに 所定用紙にご記入の上、フロントへお申し出下さい。
- 休会期間は、年間6か月以内とさせていただきます。
- 休会費は、1ヶ月1,650円(税込)を口座振替させていただきます。
- 休会期間中のご利用には、施設利用料1,100円(税込)が必要となります。
- 休会期間終了後は、自動的に復会となり、通常の月会費を口座振替させていただきます。
※会費を一括でお支払いの方は休会できません。
- 月会費は指定金融機関より、毎月27日に翌月分が口座振替になります。

○当施設利用上の注意事項○

- 開館・閉館時間、およびご利用時間はお守り下さい。
- 設備、備品などをみだりに所定位置から移動させないで下さい。
- 当クラブの許可なしに、他会員様に広告物の配布や営業活動、勧誘等はお断り致します。
- 当クラブは健全なるスポーツ施設ですので、暴力団関係者及び刺青やファッションタトゥー等のある方の入会及びご利用はお断り致します。
- 当クラブの許可なしに取材活動、録音、写真撮影等の行為はお断り致します。
- 定められた場所以外での飲食及び飲食物の持ち込みはお断り致します。
- 全館禁煙となっております。
- 皮膚疾患、伝染病疾患を有する方は、完治後まで施設利用ができません。
- 酒気を帯びての施設利用はお断り致します。
- 各施設をご利用の際は当日体調を確認の上、決して無理をなさらないようご注意ください。
- 非常口を事前にご確認下さい。地震、火災などの災害が発生した場合は、スタッフの指示に従って下さい。
- 当クラブをご利用される場合は、携帯等でQRコードを開きチェックイン・チェックアウトを行って下さい。
- 会員カードご利用の方は、カード再発行の場合、再発行手数料をいただきます。
- 会員様のお呼び出し、お電話のお取り次ぎ、他会員様のお問い合わせ等はお答え致しかねます。
- フロントで物品をお預かりすることは致しかねます。
- デイトタイム会員など規定外の時間に施設をご利用の場合は、時間外利用料金が必要となります。
- トレーニングジム・スタジオは、屋内用のトレーニングシューズでご利用下さい。
ロッカールームは、シューズを脱いでご利用下さい。また、シューズはシューズ袋に入れてロッカー内にお入れください。
- プールをご利用の際は、必ずスイミングキャップを着用のうえ、ご利用下さい。
- プールに入る前には、必ず化粧を落とし、アクセサリ類ははずし、シャワーを浴びてご利用下さい。プールには必ずタオルを持参し、ご利用後は体をしっかりお拭き下さい。
- 紛失や盗難の責任は負いかねますのでロッカーキーは必ず身につけ、貴重品は貴重品ロッカーにお預け下さい。ロッカーキー紛失の場合は実費が必要となります。
- サウナをご利用の際は、必ずサウナマットを下に敷いてご利用下さい。
- サウナでは、長時間の利用や疲労時のご利用は危険ですのでお控え下さい。
- 駐車場での事故、盗難などのトラブルにつきましては、一切責任を負いかねますのでご了承下さい。
- この利用規定は適宜必要に応じて変更することがあります。ご了承下さい。
- この利用規定をお守りいただけない時は、会員資格の停止、または取消をさせていただきます。
- 妊娠された場合は、スタッフにお申し出ください。